

ベビーカーのSG基準

SG Standard for Stroller

1. 基準の目的

この基準は、ベビーカーの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、乳幼児を寝かせた状態又は座位姿勢で乗せ、外気浴、買物等に使用する1人乗り用のベビーカー（以下「ベビーカー」という）について適用する。ただし、店舗用ショッピングカートは除く。

3. 種類

種類は、次のとおりとする。

A形 : 新生児^{*1}期を過ぎて（1か月）から、又は首がすわった乳児^{*2}期（4か月）から使用でき、最長で48か月までの間で使用期間を定めたベビーカー
適用月齢の指定例；「1か月から48か月まで」、「4か月から36か月まで」

B形 : おすわりができる時期^{*3}（7か月）から使用でき、最長で48か月までの間で使用期間を定めたベビーカー
適用月齢の指定例；「7か月から48か月まで」、「12か月から36か月まで」

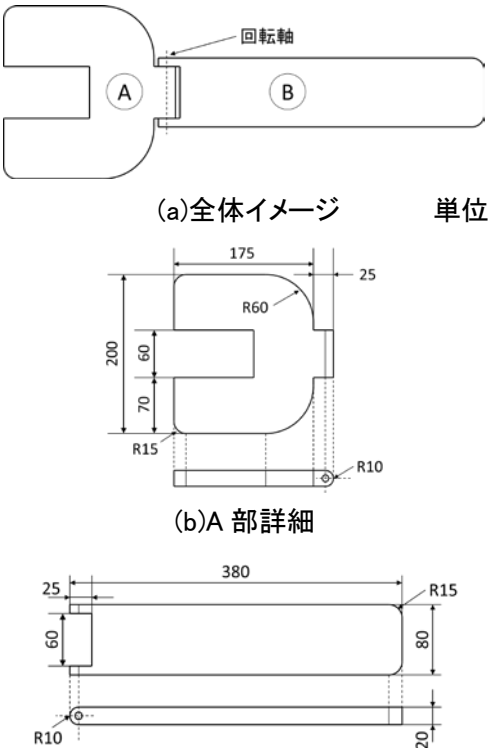
備考 *1；新生児とは、生後28日（4週間）までの乳児をいう。

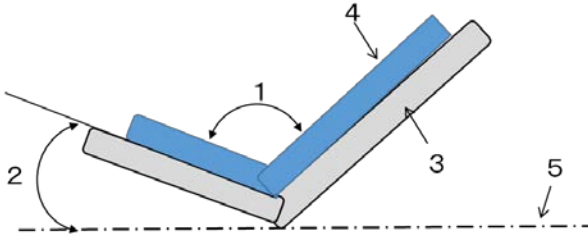
*2；乳児の首が据わり始めるのは生後約3か月からであるが、安定して十分に首が据わったといえる月齢は4か月を過ぎてからである。

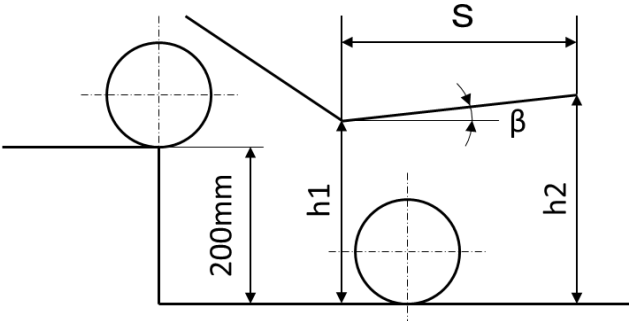
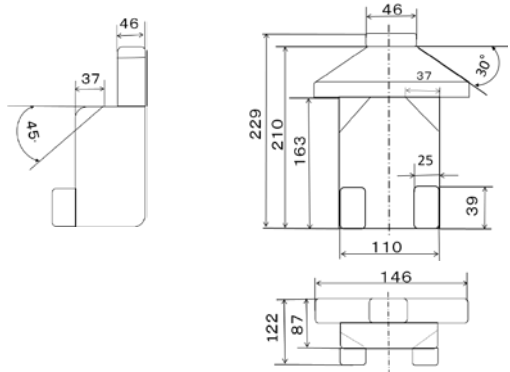
*3；乳児が一人でおすわりができ始めるのは生後約6か月からであるが、安定しておすわりができる月齢は7か月を過ぎてからである。

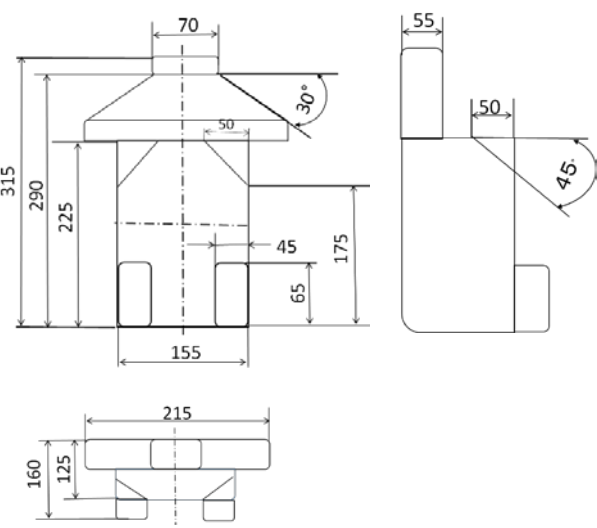
4. 安全性品質

ベビーカーの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
<p>1. 外観、構造及び寸法</p>	<p>1. ベビーカーの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、手指等に傷害を加えるようなばり、先鋭部等がないこと。</p> <p>(2) 乳幼児の手足の届く範囲に5mm以上13mm未満の傷害を与えるような危険なすき間がないこと。 ただし、深さ5mm未満のすき間はこの限りではない。</p>	<p>1. (1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 栓ゲージですき間の有無を確認すること。 なお、すき間の確認は、無負荷の状態及び図1の質量ダミーを載せた状態で確認すること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>(a)全体イメージ 単位mm</p> <p>(b)A部詳細</p> <p>(c)B部詳細</p> <p>A部重量 : 4.5 kg B部重量 : 4.5 kg トータル重量 : 9.0 kg</p> <p>図1 質量ダミー</p> </div>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(3) 折り畳み機構を有するものは、折り畳み操作中に指を挟みにくい構造であること。</p> <p>(4) 座面と背もたれとの角度は、背もたれを最も立てた状態で 100° 以上であり、座面は後傾していること。</p> <p>なお、A形にあつては、背もたれを最も倒したときの角度は、150° 以上（ただし、適用月齢が4か月以降からのものは 130° 以上）であること。</p>	<p>(3) 折り畳み操作中に 13mm 未満に閉じるすき間がないことを、栓ゲージで確認すること。</p> <p>ただし、13mm 未満に閉じるすき間部分の曲率半径が、その部材の端部で取り得る最大値若しくは 2mm 以上であり、「指挟み注意」の警告標識を該当箇所付近に表示してあるものにあつては、この限りではない。</p> <p>(4) 図2に示すように、座面上に図1の質量ダミーを乗せ、以下の1と2の角度を角度計によって測定して確認すること。</p>  <ol style="list-style-type: none"> 1. 座面と背もたれ角度 2. 座面の傾き角度 3. 背もたれ 4. 質量ダミー 5. 水平線 <p>図2 座面と背もたれの角度及び座面の傾き角度</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(5) B形にあっては前輪上げの試験を行ったときに、背もたれと水平との角度が5°以上であること</p> <p>(6) 乗車時に乳幼児の身体を十分保持できる構造であること。</p>	<p>(5) 図3に示すように、前輪を200mmの台上に置き、h1、h2及びSを測定し、次式により角度βを求め確認すること。ただし、角度βは原則として背もたれの下端と上端を結んだ直線で決定する。</p> <p>なお、リクライニング機構を有するものにあつては、最も倒した状態で確認すること。</p> $5^{\circ} \leq \tan^{-1} \frac{h2 - h1}{S}$  <p>図3 前輪上げ時の背もたれ角度</p> <p>(6) ベビーカーに図4及び図5の寸法ダミーを乗せたとき、シートの壁面等が寸法ダミーの肩部等の身体を圧迫しないことを触感等により確認すること。</p> <p>なお、A形にあっては、シート部の側面及び頭部位に、高さ100mm以上の壁面を有していることを確認すること。</p>  <p>図4：寸法ダミー（小） 単位mm</p>

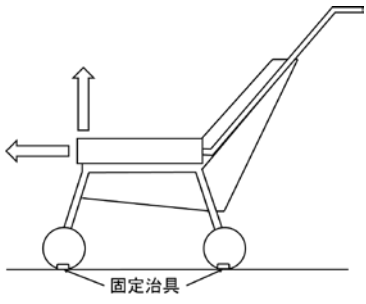
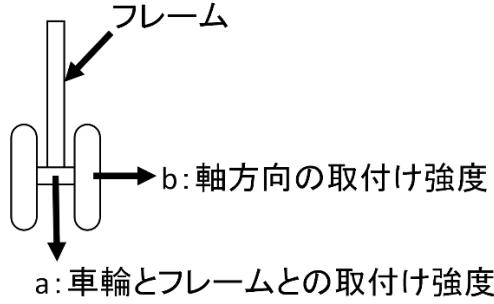
項目	基準	基準確認方法
	<p>(7) シート背部の長さは380mm以上であること。</p> <p>(8) 車輪の外径は115mm以上であること。</p> <p>(9) 乳幼児の身体がシートから遊離するのを防ぐためのシートベルトを有していること。</p>	 <p>図5：寸法ダミー(大) 単位mm</p> <p>(7) スケール等により測定して確認すること。</p> <p>(8) スケール等により測定して確認すること。</p> <p>(9) シートベルトは容易に長さを調節でき、ベルト等で肩、腰、股を支持できるものであることを、図4及び図5の寸法ダミーに装着して確認すること。</p> <p>また、ベルト等の寸法は次のとおりであることをスケール等により確認すること。なお、ベルト等の幅はカバーも含むものとする。</p> <p>a) 股ベルトにあっては幅 50 mm以上であること。</p> <p>b) 腰ベルトにあっては幅 25 mm以上であること。</p> <p>c) 肩ベルトにあっては幅 15 mm以上であること。</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(10) 乳幼児の足乗せ用ステップを有していること。</p> <p>(11) 車輪以外の各部の最低地上高さは、50mm 以上であること。ただし、双輪形車輪の車輪間は除く。</p> <p>(12) 車輪付近部位は、列車のドア挟み検知試験を行ったときに検知されやすい構造であること。</p>	<p>(10) 目視により確認すること。</p> <p>(11) ストップをかけない状態で車輪以外の最も低い部分（ステップ、カゴ底部など）の地上高さをスケール等により測定して確認すること。</p> <p>(12) 図6に示すように、ステップよりも下部位置（A及びB位置）は、通常の乗降姿勢で列車に乗降しようとした際に、ドア挟みの検知がされやすい構造であることを確認すること。</p> <p>なお、試験は図7及び図8に示すようにドアシミュレータによるものとし、直進状態及び前輪を20cm持ち上げた状態で、車輪付近部位をドアゴムに挟み込ませて確認する。</p> <div data-bbox="1066 1189 1267 1473" data-label="Diagram"> <p>The diagram shows a vertical post with a horizontal step at the top. Below the post are two wheels. Point A is indicated by an arrow pointing to the lower part of the post, just above the wheels. Point B is indicated by an arrow pointing to the space between the two wheels.</p> </div> <p>A : 車輪取り付けステー部 B : 車輪間部位（又は車輪）</p> <p>図6 ドア挟み確認位置</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(13) 折り畳み機構を有するものは、開閉動作は、円滑で、本体の左右に止め具を有していること。</p> <p>(14) 車輪を回転しないようにするストッパを有すること。ただし、このストッパの操作部は乗車中の乳幼児が操作できない箇所であり、かつ操作者がベビーカーから手を離さず容易に操作できる位置にあること。</p>	<div data-bbox="954 322 1410 712" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図7 ドアシミュレータ</p> <div data-bbox="858 824 1477 1120" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">(上から見た図)</p> <p style="text-align: center;">図8 ドアシミュレータでA：車輪取り付けステー部を挟んだ例</p> <p>(13) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(14) 目視、操作等により確認すること。</p>

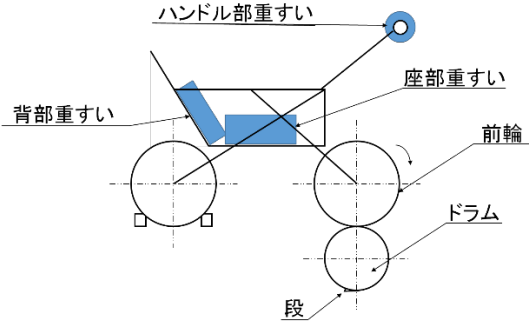
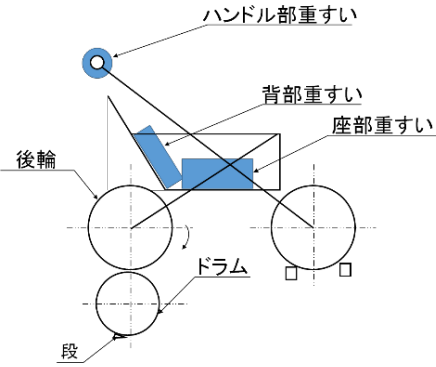
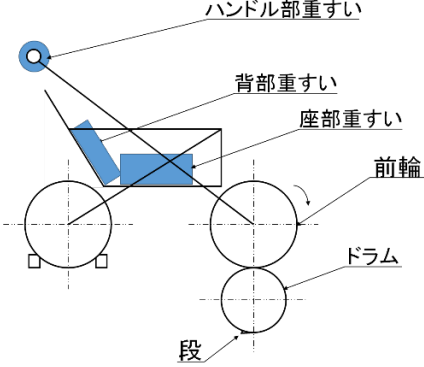
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 強度</p>	<p>(15) 取り外すことができるシートなどの主要部材は、容易に外れることがないよう強固に固定されていること。</p> <p>2. ベビーカーの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ステップの強度試験を行ったとき、破損及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(2) シートベルトの緩み試験を行ったとき、締付けの緩み、締付具の変形、破損等がないこと。</p>	<p>(15) 触感、操作等により確認すること。</p> <p>なお、ここでいう主要部材とは、乳幼児の身体の保持、走行などの基本用途に係る部材をいい、付属品はこの限りではない。</p> <p>2. (1) 図9に示すように、長さ 150mm の接地面に重すいを静かにステップ中央部に 1 分間置き、破損等がないことを目視、操作等により確認すること。</p> <p>なお、重すいの質量は、適用月齢が 24 か月までのもので 20kg、36 か月までのもので 25kg、48 か月までのもので 30kg とする。</p> <div data-bbox="884 1178 1362 1397" data-label="Image"> </div> <p>図9 ステップの強度試験</p> <p>(2) 図10に示すように、シートベルトを本体から取り外し、ベルトを締めた状態で、引張試験機を用い、ベルトの両端が 250mm になるように固定する。</p> <p>ベルトに 100N の力を加えた後、チャック間を 200mm に縮め、その操作を 10 回繰り返す。このとき、締付けの緩みが 30mm 以下であることをスケール等により測定して確認し、各部に異状がないことを目視、触感等により確認すること。</p>

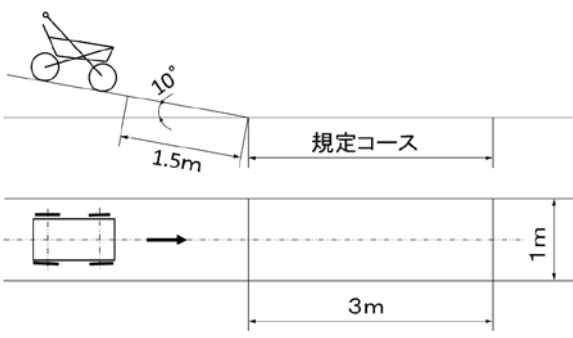
項目	基準	基準確認方法
	<p>(3) シートベルトの強度試験を行なったとき、ベルトの破損、変形、ロックの外れ及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	<div data-bbox="858 405 1313 730" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="959 757 1362 786">図 10 シートベルトの緩み試験</p> <p data-bbox="879 902 1490 981">(3) 全てのベルトを装着した後、以下の試験を行う。</p> <p data-bbox="903 994 1490 1429">ベビーカーを固定し、図 11 に示すように、股ベルトの中央部分に直径 25mm の丸棒を介して、外側水平方向へ 150N の荷重を加え、20 回（毎秒約 1 回のサイクルで）繰り返し引っ張る。その後、300N の力を外側水平向きに 1 分間加えた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。ただし、独立した腰ベルト、肩ベルト等を有するものや、上記の試験で引っ張り力が加わらない部位にあっては、その部位毎に同様の試験を行うこと。</p> <div data-bbox="938 1532 1385 1798" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="959 1921 1362 1951">図 11 シートベルトの強度試験</p>

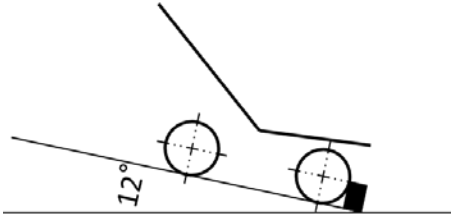
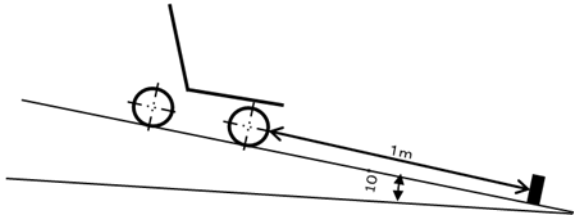
項目	基準	基準確認方法
	<p>(4) フロントガードの強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(5) 車輪の取付け強度試験を行ったとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>(4) ベビーカーを固定し、図 12 に示すように、フロントガードの中央部を、上方、前方及び他に任意の方向に引張力を加え、異状がないことを目視、触感等により確認すること。また、取外しが可能なものにあつては、外れる方向に対しても 300N の力を加え、外れ等がないことを目視、触感等により確認すること。</p> <p>引張力は、適用月齢が 24 か月までのもので 300N、36 か月までのもので 350N、48 か月までのもので 400N とする。</p> <p>なお、フロントガードには、股ベルトが取り付けられた可動式手すりを含むものとする。</p>  <p>図 12 フロントガードの強度試験</p> <p>(5) 図 13 に示す a 及び b の部位について、200N の力を 2 分間加えて確認すること。</p>  <p>図 13 車輪の取付け強度試験</p>

項目	基準	基準確認方法
<p>3. 耐振動衝撃性</p>	<p>3. ベビーカーの耐振動衝撃性は次の通りとする。</p> <p>(1) 振動衝撃試験を行ったとき、振動加速度は、15m/s^2 以下になること。</p> <p>(2) ハンドル及びシート上に重すいを載せた状態で振動衝撃試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>なお、折り畳み機構及び対面ハンドルの切り返し操作機構を有するものにあつては、容易に折り畳まれないこと。</p>	<p>3. (1) シートに中央に図1の質量ダミーを乗せ、その上に加速度計を取り付ける。この状態で図14に示すように振動衝撃試験（注1）を前輪及び後輪に対して行い、振動加速度値を計測して確認すること。</p> <div data-bbox="970 719 1393 1014" data-label="Image"> </div> <p>図14 振動衝撃試験</p> <p>注1；振動衝撃試験は、図14に示すように、高さ10mmの段差を有した直径200mmのドラム上に車輪を設置する。ドラムの回転数は100rpmとする。</p> <p>(2) ハンドル及びシートに重すいを乗せた状態で、図14の振動衝撃試験を行い、異状がないことを目視、触感等により確認すること。</p> <p>リクライニング機構を有するものは、最も倒した状態とする。重すいはシートの背部中央に10kgを、座部中央に適用月齢に対応した質量（注2）の重すいを載せる。</p> <p>ハンドル部には図の重すいを加えた状態で前輪及び後輪の各々に対して行う（図15～図18参照）。</p> <p>試験時間は、適用月齢に対応した時間（注3）とし、前輪及び後輪の各々に対して実施する。</p>

項目	基準	基準確認方法
		<p>なお、折り畳み機構及び対面ハンドルの操作機構の操作を、上記の振動衝撃試験を1時間実施する毎に、繰り返し20回ずつ実施し、各部に緩みがないことを確認し、加えて、全試験終了後、ハンドル部等を折り畳まれる方向に200Nの力を加え、折り畳まれたり、ハンドルが対面可動したりしないことを確認すること。</p> <p>注2；適用月齢に対応した座面の重すいの質量は、次のとおりとする。 上限が24か月まで；20kg 上限が36か月まで；25kg 上限が48か月まで；30kg</p> <p>注3；適用月齢に対応した試験時間は、次のとおりとする。 上限が24か月まで；2時間 上限が36か月まで；3時間 上限が48か月まで；4時間</p> <p>図15 ハンドル切替え式のもの(後輪) ：背面状態にしたベビーカーのハンドルに質量10kgの重すいを加え後輪を回転させる。</p>

項目	基準	基準確認方法
		 <p>図 16 ハンドル切替え式のもの(前輪) : 対面状態したベビーカーのハンドルに質量 10kg の重すいを加え前輪を回転させる。</p>  <p>図 17 ハンドル固定式のもの(後輪) : 背面状態にしたベビーカーのハンドルに質量 10kg の重すいを加え後輪を回転させる。</p>  <p>図 18 ハンドル固定式のもの(前輪) : 背面状態にしたベビーカーのハンドルに質量 2kg の重すいを加え前輪を回転させる。</p>

項目	基準	基準確認方法
4. ストップアの固定性	4. ストップアの固定強度試験を行ったとき、車輪が回転しないこと。	<p>4. ストップアのオンオフ操作を繰り返し 200 回行ったあと、シート中央に接地部が 100mm×150mm になるように適用月齢に対応した質量の重すいを載せ、ストップアをきかせ、乾燥した合板で作った傾斜台に静置する。この状態で傾斜台を前後方向に順次 10° 傾斜させ、各方向傾斜時に車輪の回転などによって接地位置が 50mm 以上移動しないことをスケール等により確認すること。</p> <p>リクライニング機構を有するものにあつては、最も立てた状態で確認すること。</p> <p>適用月齢に対応した重すいの質量は、適用月齢が 24 か月までのもので 15kg、36 か月までのもので 20kg、48 か月までのもので 25kg とする。</p>
5. 走行性	5. 走行試験を行ったとき、走行は円滑で、だ行及び片寄り等がないこと。	<p>5. 図 19 に示すように、合板で作った 10° の傾斜台からベビーカーを自然滑走させ、水平、平坦な路面を走行させたとき、幅 1m、長さ 3m の規定コースを出ないで、3m 以上走行することを確認すること。</p>  <p style="text-align: center;">図 19 走行性試験</p>
6. 安定性	6. 安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。	<p>6. 図 20 に示すように、12° に傾斜した台上に、前後左右 4 方向に交互に静置し、転倒しないことを目視により確認すること。ただし、3 輪のものは、後方及び左右の斜め前向き 3 方向とする。</p> <p>なお、背もたれを倒した状態の確認として、A 形のものについて、直径 160mm、高さ 300mm、質</p>

項目	基準	基準確認方法
7. 衝突強度	7. 衝突強度試験を行ったときに、各部に破損、外れ及び使用上支障のある異状がないこと。	<p>量 9kg の円柱形の重すいを、シート部中央に位置させ確認する。</p> <p>背もたれを立てた状態の確認として、A形及びB形のものについて、直径 200mm、高さ 300mm、質量 15kg の円柱形の重すいを背もたれに立てかける状態に位置させて確認する。</p>  <p>図 20 安定性試験</p> <p>7. 図 21 に示すように、合板で作った 10° の水平、平坦な傾斜路面を 1m 自然滑走させて鉄製の壁面に衝突させる。この操作を 10 回行い確認すること。なお、背もたれを最も立てた状態でシート中央位置に質量 15kg の重すいを固定させて行うこと。</p> <p>反対方向についても同じ試験を繰り返すこと。</p>  <p>図 21 衝突強度試験</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
8. 材料	<p>8. ベビーカーの材料は次のとおりとする。</p> <p>(1) 合成樹脂製部品および合成樹脂製塗料で塗装した部品にあつては、食品衛生法に基づく厚生省告示第370号第4おもちゃの規定に適合すること。</p> <p>(2) 繊維材料は、乳幼児に有害な有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく厚生省令第34号別表1の規定に適合すること。</p> <p>(3) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。</p>	<p>8. (1) 車輪、シート外側、ステップ、日よけ外側及びハンドル握りを除く合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料で塗装した部品にあつては、食品衛生法に基づく厚生省告示 370 号第4おもちゃの項に規定する基準に適合していること。ただし、確認は試験成績書によること。</p> <p>(2) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和49年厚生省令第34号別表第1（第1条関係）ホルムアルデヒドの項に規定する基準に適合していることを確認すること。ただし、確認は、試験成績書によること。</p> <p>(3) 目視、触感等により確認すること。</p>
9. 付属品	<p>9. ベビーカーの付属品は、次の通りとする。</p> <p>(1) 付属品は、ベビーカーの安全性を損なうものであつてはならない。</p>	<p>9. (1) 傷害を与えるような突起、先鋭部等がなく、付属品を取り付けることによって安定性や操作性を阻害することがないこと、材料の衛生性等を目視、触感、材料証明書等により確認すること。</p> <p>なお、保持性、安定性等は、必要に応じて対応するダミー等を用いるなどして確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(2) 乳幼児の手の届く範囲に装着される付属小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさでないこと。</p>	<p>(2) 飾り等の小部品は、トルク試験及び引張試験によって外れないことを確認する。外れた場合は、誤飲性確認シリンダ（図 22 参照）に抵抗なく入り込まないことを確認すること。</p> <p>トルク試験は、小部品を 180° 回転させるかまたは 0.34N・m のトルクで回転させる。いずれの方法であっても、回転力を 10 秒間加え、その後、反対方向に対しても同様に回転させる。引張試験は、トルク試験後に行う。小部品をクランプ等で掴み、90N の力を 10 秒間加える。</p> <div data-bbox="965 851 1244 1299" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 22 小部品の誤飲性確認シリンダ</p>

5. 表示及び取扱説明書

ベビーカーの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。ただし、(3)については、その主旨を見やすい箇所に表示すること。</p> <p>(1) 製造業者名、販売業者名若しくは輸入業者名の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 使用上の注意</p> <p>(a) 止め金具等を確実にかけて使用すること。 (折り畳み機構、可動式ハンドル等を有するものに限る)</p> <p>(b) 折り畳みの開閉操作は、乳幼児の手指などを挟むことがないように、乳幼児が触れた状態では行わないこと。</p> <p>(c) 必ずシートベルトを締めて使用すること。</p> <p>(d) シートベルトを締めていても立ち上がる場合もあるので注意すること。</p> <p>(e) 1人乗りに限る旨。</p> <p>(f) ベビーカーの使用対象月齢 例. A形; ○か月以上○か月以内)</p>	<p>1. 表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認すること。</p> <p>なお、(3)の表示項目は、安全警告標識(△!)を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。また、文字の大きさは4.9mm以上の大きさ(縦寸法)の「警告」の文字を併記し、目立つ色彩を用いるなどして認知しやすいものであることを確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す主旨のことを明示した取扱説明書を添付すること。ただし、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に示し、(2)及び(3)の事項は、イラストなどを併記して理解しやすいものとし、(4)は安全警告標識等を併記してより認知しやすいものとする。</p> <p>なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 部品の一部が取り外されているベビーカーは、その組立ての要領及び注意。</p> <p>(3) 折り畳み・調節方法及び注意。</p> <p>(4) 使用上の注意</p> <p>(a) 種類ごとに、適用対象となる乳幼児と連続使用時間の説明。</p> <p>例. A形；〇月以上〇月以内 {新生時期(生後1月まで)を過ぎたまだ首が座らない乳児の寝かした状態での使用から、最高48月までの範囲内で表示すること} 連続使用2時間以内が望ましい。ただし、生後7月以上を対象とした座位使用時は、1時間以内が望ましい。</p> <p>B形；〇月以上〇月以内 {自身の手で身体を支えることなく、一人座りできる乳幼児(標準として7</p>	2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項目	基準	基準確認方法
	<p>月) から、最高 48 月までの範囲内で表示すること。}</p> <p>連続使用 1 時間以内が望ましい。</p> <p>備考: 使用してよい乳幼児の月齢については、購入時に確実にわかるようにタグ等にも明記すること。</p> <p>(b) 折り畳み機構のあるベビーカーは、使用するとき必ず止め金具がかかっているかどうか確認すること。</p> <p>(c) 折り畳みの開閉操作は、乳幼児の手指などを挟むことがないように、乳幼児が触れた状態では行わないこと。</p> <p>(d) ベビーカーに 2 人以上の乳幼児を同時に乗せたり、ハンモック以外のところに乗せたりしてはならないこと。</p> <p>(e) 必ずシートベルトを締めて使用すること。</p> <p>(f) シートベルトを締めていても立ち上がる場合があるので、注意すること。</p> <p>(g) 肩ベルトは、乳幼児の体格に合った状態になるよう、調整すること。長すぎる状態（垂れ下がった状態）にしておくと、首に巻き付いたりする危険性があります。</p>	

項目	基準	基準確認方法
	<p>(h) 乳幼児を乳母車のなかで立たせてはならないこと。</p> <p>(i) 後方転倒に注意！ ハンドル部にもものを下げないこと。後方に転倒しやすくなります。(許容される範囲を例示できる場合は、その旨も併記すること。)</p> <p>(j) ストップは、路面の状態、構造・機能上、耐久性などから、絶対的に動かないようにすることはできないものであること。</p> <p>(k) ベビーカーを路上に放置する場合、乳幼児は絶対置き去りにしないこと。</p> <p>(l) ベビーカーは、空車であっても坂の途中、車道に近い歩道上など危険な場所に放置しないこと。</p> <p>(m) ベビーカーに乳幼児を乗せたまま持ち上げて移動しないこと。バランスを崩したり、足下が見えなくてつまずいたりする危険があります。</p> <p>(n) 各部の固定部などにゆるみやきしみ音があったり、部品の欠落、車輪の回転の円滑さに異状を感じたら、そのまま使用せず、異状があった場合には製造メーカー等に連絡し、修理等の相談をすること。</p>	

項目	基準	基準確認方法
	<p>(5) 補助的に取り付けられる 装備に関する注意事項。</p> <p>(6) 公共交通機関の乗り入れ に関する注意事項等。</p> <p>(7) 日常の点検、保守、清掃方 法</p> <p>(8) 修理、廃棄に関する注意事 項</p> <p>(9) SGマーク制度は、ベビー カーの欠陥によって発生し た人身事故に対する補償制 度である旨</p> <p>(10) 製造事業者、輸入事業者又 は販売事業者の名称、住所及 び電話番号。</p>	